

研究活動における不正行為の防止等に関する計画

令和3年3月30日策定

国立大学法人群馬大学の研究活動における不正行為を防止するため、「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に基づき、以下のとおり研究活動における不正行為の防止等に関する計画を策定し実施する。

1. 組織における取組状況の確認

本計画を踏まえた各学部等における計画の策定状況及び実施状況の確認を行う。

2. 研究者等の意識向上に向けた取組み

研究費不正防止および研究不正防止の意識向上を図るため、学内全教職員を対象とした公正活動教育（資金適正執行教育・研究倫理教育）を実施する。

また、研究に従事する者には、研究倫理教育として一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）を定期的に受講させる。

なお、公正活動教育及び研究倫理教育を未受講の常勤教員に対して研究費減額等の措置を行う。

3. 学生の意識向上に向けた取組み

研究倫理についての学生の意識を向上させるために、新入生（学部生、大学院生）にリーフレット「責任ある研究者として～研究倫理～」を配付し、研究に関わる際には「研究者」とみなされることを周知し、研究遂行にあたっては研究の質の維持と向上に努めるよう指導するとともに、様々な研究活動に関する法令や規程を遵守するよう指導する。

4. 学生への研究倫理教育

学部生への研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育eラーニング（eAPRIN）を受講することを推奨する。

大学院生については、eAPRINの受講に加えて、大学院共通科目の「研究倫理（講義）」の受講を指導する。

5. 学内教職員等への啓発活動

最高責任者（学長）自ら、各学部等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

6. 研究資料等の保存状況等に関するモニタリングの実施

研究資料等の保存状況等について、「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」に定められている研究資料等の詳細、保存方法、保存期間及び開示方法等により各学部等において適切に実施されているかを、点検・確認する。

7. 監査

「国立大学法人群馬大学内部監査規程」に基づき、毎年度内部監査を定期的に行う。

8. 規程の見直し

「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」及び「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」を随時見直し、必要に応じて改正を行う。